

第32回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第32回岩手町農業委員会総会は、令和5年2月21日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第8 議案第5号 岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

日程第9 議案第6号 贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 乙茂内 丈久

6番 福士 好子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子
副主任 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 三浦 新吾
農地利用最適化推進委員 遠藤 文雄

1、職務のため会議室に出席した町長部局の職員等は、次のとおりである。

農林課
課長補佐 佐藤 博光

(開会時刻 午後1時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第32回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
なお、本日は議案の説明員として、担当課であります農林課職員が出席しております。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。
3番田中正志委員、9番幅清一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議長 日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、5ページをご覧ください。

番号16、土地の所在は、大字土川第5地割地内の田937㎡について、譲り渡す方の労力不足により隣の田の所有している農業者の記載の方が譲り受けて耕作していくものでございます。場所につきましては、6ページをご覧ください。

続いて、議案書は、7ページになります。

番号17、土地の所在は、大字久保第10地割地内の畑2筆2,752㎡について、譲り渡す方の労力不足と譲り受ける増反を希望する記載の方々相互の合意により、5年間、年額3万円にて賃貸借するものでございます。

番号18、土地の所在は、大字久保第10地割地内の田4,614㎡と大字子抱第7地割地内の畑4,196㎡、計2筆8,810㎡について、譲り渡す方の労力不足と譲り受ける増反を希望する記載の方との相互の合意により5年間、年額8万円にて賃貸借するものでございます。場所につきましては、8、9ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

三浦推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

本日、午前9時から佐々木委員、遠藤推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号16番から18番の農地について報告します。

16番の農地は、●●の西側約400メートルのところであり、田として管理されておりました。

17番、18番の農地は、いずれも●●を中心とした北側及び東側に点在しており、17番の農地は畑として、18番の農地は田として利用されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 現地調査員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 打ち切ってよろしいですか。では、これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、10ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

11ページをご覧ください。

番号15、土地の所在は、大字川口第14地割地内の田2筆2,848㎡について、東北新幹線の高速化工事に伴う作業ヤードとして利用するため工事を請負している●●株式会社と記載の所有者の方と総額54万円にて賃貸借するものでございます。場所につきましては、12ページをご覧ください。

事業計画等詳細につきましては、13ページから16ページをご覧ください。

こちらにつきましても現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

遠藤推進委員 現地調査の結果について、推進委員の遠藤から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号15番の農地転用の件について報告します。

申請地は●●から県道薮川川口線盛岡方面へ1キロメートル強進んだところに連続してあり、田として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題

がないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

副 主 任 続きます、私の方から意見書・調査書について説明します。

受付番号 15 番の申請について説明いたします。13 ページをご覧ください。申請理由は、先ほど局長補佐が説明いたしました通り、●●が各箇所段階的に実施している東北新幹線高速化事業に伴うものであり、工事受注会社の借受人、●●が約 9 カ月の期間、借地しようとするものです。

15、16 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第 3 号

議 長 日程第 6、議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 3 号。議案書は 17 ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

18 ページをご覧ください。

番号 22、土地の所在は、大字土川第 4 地割地内の畑 211 m²について、現在の所有者が相続する 30 年以上前から建築物があり、隣接する宅地への進入路として使用されている状態であり現在に至っているものであります。

場所等につきましては、19 ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

遠藤推進委員 現地調査の結果について、推進委員の遠藤から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号 22 番の農地について報告します。

22 番の対象地は、県道岩手大更線沿いの●●から 150 メートルほど北西のところにあり、申請の通り建築物や進入路としての使用が見られ、長期間宅地的扱いで利用されていたのを確認いたしました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第 4 号

議 長 次に日程第 7、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 4 号。議案書は 20 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき策定された令和 4 年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

21 ページをご覧ください。

番号 179、土地の所在は、大字土川第 2 地割地内の畑 190,056 m²について、42 名の共有者の内 27 名の同意を得たことで、年間 1,027,800 円で 7 年間岩手県農業公社の農地中間管理事業による賃貸借契約を結ぶものでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第5号

議 長 次に日程第8、議案第5号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第5号。議案書は23ページをご覧ください。

日程第8、議案第5号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より変更したい旨の申出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課であります農林課より説明があります。

農林課長補佐 農林課の佐藤です。よろしく申し上げます。

25ページをご覧ください。

今回、計画変更申出に係る農用地は、18筆 54,738.48㎡のうち現況面積田・畑15筆 49,962㎡について、株式会社●●が養鶏施設を建設するため農業振興区域を用途変更するものでございます。

1番から15番までの計画面積43,057㎡に対し、農用地区域39,026.63㎡について用途変更し、第4農場養鶏施設を設置しようとするものでございます。

17番から18番までの計画面積56,026.64㎡に対し、農用地区域5,350.85㎡について用途変更し、第2農場の鶏糞焼却施設を設置しようとするものでございます。

16番は、計画面積及び農用地区域6,361㎡について農地転用し、第1農場の埋却地を設置するものでございます。こちらは鳥インフルエンザが発生した際に埋却するものでございます。

第4農場に関する事業計画書等については、27ページから37ページ、第2農場鶏糞焼却施設については、38ページから44ページ、第1農場の埋却地については、

45 ページから 51 ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

4 番佐々木委員 鳥インフルエンザの菌は土の中で何年生きているのか。何年か経ったら、埋設地の上に建物を建てるのか。

事務局 長 原則、埋却処理した時点で封印されます。

外部に菌が出ないように処理されますし、埋却地の上に建物を建てないことになっております。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 5 号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第 5 号議案は原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第 6 号

議 長 日程第 9、議案第 6 号、贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第 6 号。議案書は、52 ページをご覧ください。

贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願が提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。

53 ページをご覧ください。

猶予を受けている方は、3 年ごとに継続届書を提出しなければ猶予を受ける事ができなくなりますので、引き続き農業を営んでいる証明を提出するもので、今年度届出が必要な方は記載の 14 名の方になります。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。この件に関しまして質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議案第6号、贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第32回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時16分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

3 番

9 番